

平成18年 3月17日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2時17分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	綱木	常一
助	役	坪野	高志
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	中田	政光
住民課	長	細川	幸男
子育て支援課	長	宮本	俊一
健康福祉課	長	笹川	門治

生活安全課長	藤澤	仁
商工観光課長	山崎	脩平
農林水産課長	山本	政直
建設課長	田中	正嗣
上下水道課長	横川	外治
富来病院事務長	古川	吉亮
会計課長	北	信雄
教育長	青山	源隆
学校給食共同調理場長	田村	実
生涯学習課長	金谷	昭一

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木	利夫
書記	出崎	茂男
書記	池端	久幸

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議会議案 第1号ないし第3号
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第3 町長提出 報告第1号ないし第3号及び議案第1号ないし第76号
議案第78号ないし第90号並びに請願第1号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件

(開 議)

小田 芳治議長 ただ今の出席議員は30名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1．諸 般 の 報 告

小田 芳治議長 日程に入り、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。
諸般の報告を終わります。

日程第2．議会議案 第1号ないし第2号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

小田 芳治議長 次に辻 武美 君ほか7名から提出のありました、議会議案第1号「非核三原則の法制化を求める意見書」及び、第2号「非核・平和志賀町を宣言する決議」を議題といたします。

お諮りいたします。

両案は、事理明白につき、この際、説明、質疑、委員会付託及び、討論を省略し、直ちに採決したしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

これより、採決いたします。

両案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、可決されました。

日程第3．町長提出 報告第1号ないし第3号及び議案第1号ないし第76号、議案第78号ないし第90号並びに請願第1号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

小田 芳治議長 続いて、町長提出 報告第1号ないし第3号及び、議案第1号ないし第76号、議案第78号ないし第90号並びに請願第1号を一括して議題といたします。

以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 松島 信夫 君。

松島 信夫総務 はい、議長。

常任委員長 総務常任委員長報告をいたします。

平成18年第1回の定例会において、総務常任委員会に付託されました議案について、13日、委員会を開催し、町長及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号「平成17年度一般会計補正予算(第2号)」については、歳入に係る法人町民税を増額補正し、歳出では合併に伴い電話料等の通信運搬費を増額することが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

審議に対し委員からは、歳入に係る法人町民税の増額内訳についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第1号「平成17年度一般会計補正予算(第3号)」については、歳入では統合中学校建設事業費の国庫補助金が補助単価の改正によって増額となったことなどが主なものであり、繰越明許費は、異常気象及び補償処理等により不測の日数を要したために、年度を越えて使用するために定めるもので、地方債の補正には、保育所アスベスト除去事業などの地方債の追加、大島キャンプ場整備事業の地方債の廃止並びに事業完了及び事業費の変更に伴い、地方債限度額の変更を行うものとの説明であり、

歳出では、羽咋都市広域圏事務組合負担金の増額補正や、収入の確定に伴うもの、そして事業費の確定に伴う既決予算の修正を行うものが主なものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に対し委員からは、歳入で新規計上した臨時市町村除雪費国庫補助金や、減額補正をした土木使用料、そして、大島キャンプ場整備事業債の減額に係る浄化槽整備と下水道事業の見込み等についての質問があり、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けております。

また、土木使用料の減額に伴う西部台地キャンプ場使用状況についての

質問では、費用対効果の観点で厳しいとの現状報告もあり、町内のそれぞれの施設等について一つ一つを吟味し、見直しを図るべきとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

続いて、議案第13号「志賀町一般職の職員の給与に関する条例の改正」については、国の人事院において、50年ぶりの給与構造の抜本的な改革が勧告されたことから、当町においてもその勧告に準じて本年4月から、給料表、手当及び昇給制度の見直しを行うために改正するものであるとの説明を受けましたが、公務員の給与を大幅に削減することによる消費削減の観点や、働く意思のない若者が増えているといわれる、いわゆるニート問題などを含めて、国民の給与水準全体を引き下げている現状等も考慮すべきとの意見もあり、採決の結果、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

審議に対し委員からは、旧両町の職員間での給与格差についてや、職員の評価制度についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第14号「人材育成基金条例の改正」については、次代を担う人材を育成するための幅広い事業に対応するとともに、国際的視野を持った青少年の育成に拡大するために改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

委員からは、地域づくりのリーダーを育成するために幅広く広報してもらいたいとの要望もありましたので、申し添え致します。

続いて、議案第22号「職員の特殊勤務手当に関する条例の改正」については、特殊勤務手当のうち、保育手当及び税務手当を廃止するために改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「税条例の改正」及び議案第24号「都市計画税条例の改正」については、平成18年度は、固定資産の評価替の基準年度となっていることから評価価格の縦覧、閲覧を行わなければならない、このため固定資産税の納期を変更するために併せて改正するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に対し委員からは、都市計画区域の見直しと、文化的な生活を営まれる都市計画整備区域に対しての課税見直しをすべきとの要望もありましたので、申し添え致します。

続いて、議案第27号「集落コミュニティセンター条例」については、集落の集会施設を管理する目的が同様であることから、個々の条例を一つに再編するものであり、領家町コミュニティセンター、七海会館、笹波集会所及び水の潤倶楽部の各設置条例を廃止し、さらに公民館の再編により、4月から集落集会施設となる能登富士ふれあい文化センターを加え、新たに志賀町集落コミュニティ条例を制定するものであり、議案第39号「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の改正」については、指定管理者を指定する際に基本となる条例の改正であり、今回、指定管理の期間について、それぞれの施設条例で明記することが適当であるとの観点から、指定期間に関する条文の削除を行い、また、今後の指定管理者の指定に対応するための公募の規定を追加するなど所要の改正を行うものであり、議案第56号ないし第60号は、志賀町地域コミュニティセンターである水の潤倶楽部、七海会館、領家町コミュニティセンター、能登富士ふれあい文化センター、笹波集会所の指定管理者の指定についてであり、それぞれの施設を現在も管理を委託している各地区や集落を指定管理者に指定しようとするものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「志賀町過疎地域自立促進計画の策定」については、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、平成17年度から21年度までの期間を後期計画として策定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に対し委員からは、過疎債の充当施設概要についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第76号「羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更」については、共同処理事務のうち、火葬に関連する自動車運送事業の経営を廃止することとし、併せて総務費及び消防費に係る経費の支弁方法を変更するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきもの

と決しました。

審議に対し委員からは、消防施設に係る当町に負担割合についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けると共に、町長から消防署の建設計画についても説明を受けております。

次に、議案第90号「財産の取得」については、本年6月に完成予定の志賀町デイサービスセンターへの送迎のため、車いすリフト付き車輛2台を購入するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、請願第1号「地籍調査の促進」については、外注型地籍調査事業等を積極的に活用することにより、地籍調査の促進を図ればどうかというものであり、担当課長から当町の現状と今後の計画に対する概要説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決しました。

また、その他の件としまして、職員の削減計画、富来観光振興公社の運営形態、会議に係る説明員名簿の提出についての質問と要望があり、町長及び担当課長からそれぞれ説明がありましたので併せて申し添えしておきます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せてご報告いたします。

以上、総務常任委員長報告といたします。

小田 芳治議長 教育民生常任委員長 松浦 恒義 君。

松浦 恒義教育 はい、議長。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告を致します。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、15日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号ないし第3号につきましては、2月1日より 志賀町診療所のデイケア事業部門をデイサービス事業に切り替えたことにより、介護保険特別会計に新たに介護サービス事業勘定の予算を設け、それに伴う一般会計の繰出金の増額、また、クリニック院長の辞職に伴う人件費等

の減額をするものが、主なものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、4月からの志賀クリニックの診療についての質問があり、小児科及び内科として平日の医師の派遣が可能となる見込となり、広報での診療日のお知らせなど、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に議案第1号「平成17年度一般会計補正予算(第3号)」につきましては、衛生費で、老人保健特別会計繰出金、衛生事業羽咋郡市広域圏負担金、消防費で消火栓新設改修負担金を増額するものが、主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、放課後児童クラブ、ふれあい温泉センター管理運営、精神障害者小規模施設補助金についての質問がなされ、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けております。

また、乳幼児・児童医療費助成事業については、少子化対策の観点からの無料化を検討していただくよう要望もありません。

続いて、議案第2号「国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」及び第3号「老人保健特別会計補正予算(第1号)」については、一般被保険者の医療費の支払額の伸びと、医療給付費の増加に伴う増額補正するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「町立富来病院事業会計補正予算(第2号)」については、年間入院患者増加見込みに併せ業務量も増加する見込みに伴い、増額補正をするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、今後の地域医療のあり方についての質問があり、事務長より詳細な説明を受けております。

続いて、議案第9号「デイサービスセンター条例」及び第10号「障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」については、本年6月中に完成するデイサービスセンターの指定管理者による管理など必要な事

項を定めるもの及び、障害者自立支援法の規定に基づき、委員の定数を定めるものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「国民保護協議会条例」及び第12号「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」については、いずれも武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律に基づき、必要な事項を定めるものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号「介護保険条例の改正」については、介護保険料を3年ごとに見直しをすることになっており、今回、平成18年度から平成20年度までの保険料を統一するためとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「町立公民館条例の改正」及び第17号「体育施設条例の改正」については、いずれも本年4月からの富来地域の公民館の再編、多目的スポーツセンターの供用開始に伴い、当該施設を体育施設に追加するものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号及び、議案第45号ないし第48号については、指定管理者制度に係る条例の制定、並びに一部改正等であります。

まず、議案第38号については、指定管理者の管理による施設としての位置付けを行うための改正であり、議案第45号ないし第48号については、既に指定管理制度を導入している地域休養施設、シルバーハウス、とぎ地域福祉センター、とぎ温泉センターであり、それらの施設の指定期間をそれぞれ追加するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号ないし第55号については、集落及び各地区集会施設等に対する指定管理者の指定であり、地域コミュニティセンターの福浦コミュニティセンター、熊野多目的集会施設、稗造研修センター、東増穂コミュニティセンター、西浦コミュニティセンターは、それぞれの施設を現在も管理している集落や各地区を指定管理者に指定しようとするものと

の説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、今後の維持管理経費についての質問があり、担当課長より詳細な説明を受けております。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、その他の件としまして児童・生徒の今後のスポーツ振興についての質問や、各小学校及び保育園の統廃合問題について、過去に旧志賀町の少子化に対応した小学校再編整備検討委員会等からの答申があったものの、今後、富来地域を含めて再検討すればどうかとの意見、そして、学校給食のメニューについては、子供達により美味しい給食を取ってもらうための創意工夫を行い、子供達の要望に答えられる献立の充実を図ってほしいとの要望もあり、更に委員会の冒頭、統合中学校体育館の施工状況や老人デイサービスセンターの建設工事の状況を現地にて確認し、各担当課長から詳細な説明を受けましたので、併せて申し添えます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本議会において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

小田 芳治議長 産業建設常任委員長 角花 進 君。

角花 進産業 はい。

建設常任委員長 産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、14日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号、平成17年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、記録的な大雪対策に伴う除排雪経費を増額したものと説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第1号 平成17年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、主なものとして、大島キャンプ場整備事業、漁業施設整備事業、公共下水道会計繰出金、道路河川災害復旧事業の事業費の確定等に伴うも

のとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものとの決した次第であります。

審議に際し委員からは、都市計画街路の土地購入費、シ・オンの管理運営概要、中山間地直接支払交付金、産地づくり交付金についての質問があり、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けております。

また、施設の管理運営委託料についての質問では、支払先の決算状況の詳しい資料提示の要望もありましたので併せて申し添え致します。

続いて、議案第4号 平成17年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第5号 平成17年度公共下水道事業会計補正予算(第2号)及び、議案第6号 平成17年度地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)並びに、議案第7号 平成17年度水道事業会計補正予算(第2号)については、いずれも事業精算及び精算見込みに伴い減額補正するものと説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 農業集落排水施設条例の改正、及び議案第19号 公共下水道条例の改正については、農業集落排水処理場が3月に完成し、小浦、大津地内が供用開始によるものと、下水道法の一部改正に伴うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、いずれも可決すべきものとの決した次第であります。

続いて、議案第20号 能登中核工業団地工場誘致条例の改正については、能登中核工業団地と堀松工場団地の工場立地奨励金制度を統一するためとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものとの決しました。

次に、議案第21号 町営住宅管理条例の改正については、公営住宅法施行令の改正に伴い、公募の例外に関する条項を改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものとの決しました。

審議に際し委員からは、入居資格、収入基準及び家賃の決定時期についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第25号 森林公園条例の廃止については、同条例に定める公園がせせらぎ公園として都市公園条例に含まれるためとの説明を受け、

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に議案第26号、議案第28号ないし第37号、議案第40号ないし第44号、議案第49号及び第50号については、指定管理者制度に係る条例の制定、並びに一部改正等であります。まず、議案第26号については、百浦、大笹地内の多目的共同利用施設が指定管理者の管理となり、新たな条例を制定するものであり、議案第28号については、大島キャンプ場の開設期間を1年通した期間とする改正、議案第29号ないし第32号については、富来サイクリングターミナル、能登リゾートエリア増穂浦、ふるさと文化センター、魚のいない水族館の指定管理者制度導入に伴う所要の改正及び上限額の表示の改正等であり、議案第33号については、シーサイドヴィラ渤海の指定期間を加え、利用料金の上限額の表示するものであり、議案第34号ないし第37号については、転作促進研修施設、生活環境施設、地域生活改善センター、赤住漁港公園は、指定管理者の管理による施設としての位置付けを行うための改正するものであり、議案第40号ないし第44号、議案第49号及び第50号については、既に指定管理制度を導入している能登中核工業団地コミュニティ施設、志賀の郷運動公園、志賀の郷ファミリーパーク、地域振興拠点施設、地域共生型施設、農産物直売所及び低温自動ラック倉庫の指定期間の追加するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号ないし第74号については、各公共施設及び各地区等集会施設に対する指定管理者の指定であり、富来サイクリングターミナル、能登リゾートエリア増穂浦、ふるさと文化センター、魚のいない水族館、農村集落多目的共同利用施設である百浦、大笹地内の両農村集落多目的共同利用施設、転作促進研修施設である矢駄転作促進研修施設、生活環境施設である矢田生活環境施設、米町生活環境施設、大西生活環境施設、地域生活改善センターである酒見構造改善センター、赤崎構造改善センター、西海高齢者活性化センター、赤住漁港公園は、それぞれの施設を現在も管理を委託している各地区や集落及び富来観光産業振興公社を指定管理者に指定しようとするものとの説明を受け、採決の結果、いずれも

全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、管理運営経費の伴う施設についての質問があり、担当課長より詳細な説明を受けております。

次に、議案第78号 町道路線の廃止については、貝田、相神及び栢木地内の県営広域営農団地農道整備事業促進のために該当町道を廃止するものであり、当委員会で現地調査を行い現状確認と廃止に係る説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決した次第であります。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、今後予定される町内6路線の町道認定要望についての現地調査を行い、担当課長より 詳細な説明がありましたので、併せて申し添えいたします。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本議会において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

小田 芳治議長 予算特別委員長 大根 明 君

大 根 明 はい。

予算特別委員長 予算特別委員長報告をいたします。

今定例会において、町長から提出されました平成18年度の志賀町一般会計ほか10会計の各予算について審査を行うため、去る8日に、予算特別委員会は設置されました。

当委員会では、9日及び10日の2日間にわたり、町長はじめ関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました11会計予算の歳入歳出全般について、審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただき、審査結果を報告いたします。

平成18年度は新町初めての通年型予算であり、一般会計予算については、対前年度比17.8%増という大幅増額予算で、予算総額141億4千万円となっており、特別会計と水道事業会計等を合わせた11会計で、

総額 270 億 7 千万円余りとなっております。

審査の結果、議案第 79 号ないし第 89 号の各会計予算については、いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

なお、執行部におかれては、委員会での審査の過程において、各委員から出された貴重な意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託に応えられるよう、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望するものであります。

現在、地方財政は、景気低迷により税収の減額や、国の三位一体改革による地方交付税、国庫補助金等の見直しなど、財源不足が深刻化し、今後一層厳しさを増すものと予想されております。

当町においても、志賀原子力発電所 1 号機にかかる大規模償却資産税の減少や、景気の低迷により、2 号機の営業運転に伴う固定資産税等を課税できる平成 19 年度まで、町税は減収を続ける中、統合中学校に係る各種施設の建設費や、大型プロジェクト施設・各種公共施設等の管理運営費が課題となっており、下水道事業をはじめとする各特別会計への繰出金の増加などの財政負担も見込まれているなど、財政調整基金、減債基金等を取り崩さなければ、現在の予算規模、行政サービスを維持していくことが困難な状況にあります。

一方で、益々進展する少子・高齢化に対応した介護・福祉施設等の建設事業や、各種子育て支援策の拡充、保育施設・小学校の統廃合問題をはじめとする教育環境の整備、若者の定住促進、産業の振興、そして、新町として、町民が合併してよかったと思えるような取り組みなど、早急な対応が求められる行政課題が山積をいたしております。

多様化する行政需要は、その時々々の社会情勢により、常に変化しております。

これらに的確に対応していくには、事業の取舍選択は当然であります。将来の健全財政の確保に向け、行政と議会が一体となり、議論・検討を重ね、住民の理解を得ながら、行財政改革を推し進めるべきと考えられます。

平成 18 年度は、特に厳しい財政運営を強いられることと思われませんが、

町長はじめ、職員ひとり一人が、これまでの体制等にとらわれることなく、効率的かつ効果的な予算執行を念頭におき、住民福祉の向上に鋭意努力されんことを要望いたしまして、予算特別委員長報告といたします。

小田 芳治議長 委員長の報告を終わります。

(質 疑)

小田 芳治議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

小田 芳治議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。

10番 堂下 健一 君

堂下 健一議員 はい。

議案第11号、12号、13号について反対し、議案第11号と第12号について、反対討論をします。

議案第11号と12号は、国民保護法に関する条例の制定案であります。私は、昨年12月議会で、国民保護法に反対する立場からその論拠を述べ、町長に対応を迫りました。

若干繰り返しになる点もあろうかと思いますが、反対討論をいたします。この国民保護法という法律は、武力事態対処法という法律に規定されて制定されています。

この武力事態対処法とは、わかり易く言えば、「外国と戦争をするための法律、つまり戦時法」であります。戦時法の中に位置付けされた国民保護法は、「保護」という表現を使いつつも、実態は銃後の備えを平時から行い、いざと言う時に国民や自治体を戦時体制に組み込んでいくための法律です。

ですから、これらの条例を制定していくということは、戦時体制に町民を組み込んでいくということになります。

2004年12月に閣議決定された「新防衛大綱」においても、「見通

し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断される」と述べられています。

従って、この条例制定は根拠がなく、いたずらに戦争をあおるだけです。

また、町が掲げている非核平和宣言とも相容れるものではなく、むしろこの非核平和宣言をないがしろにしていくものであります。

全国の自治体が、横並びにこのような条例を制定し、戦時体制を構築することは、戦争をする意思表示をするようなもので、かえって近隣諸国を刺激し軍事的緊張をたかめるだけではないでしょうか。

先の悲惨な戦争により平和によってしか市民を守れないことは明らかになりました。

戦時体制の構築ではなく、外交努力の積み重ねによって、戦争を起こさせない努力が市民の安全、安心を保障します。

以上をもって私の反対討論といたします。

小田 芳治議長 他にありませんか。

討論を終結いたします。

(採 決)

小田 芳治議長 これより、採決いたします。

まず、町長提出 報告第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

次に、町長提出 報告第2号ないし第3号を一括して採決いたします。

両件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

両件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第 2 号ないし第 8 号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 9 号ないし第 10 号を一括して採決いたします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

小田 芳治議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 12 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

小田 芳治議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

小田 芳治議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第14号ないし第50号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第51号ないし第74号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第75号及び第76号を一括して採決いたします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第80号ないし第89号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第90号を採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり、採決されました。

日程第４．各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の

閉会中の継続審査の件

小田 芳治議長 続いて、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

町長が、発言を求めておりますので、これを許可します。

細川 義雄町長 はい、議長。

議長さんのお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

去る３日から開会されました、本年第１回の志賀町議会の定例会におきまして、新町の実質的スターとなる新年度の当初予算は、一般会計、８特別会計、２つの事業会計合わせますと、２７０億７千万円余りとなりました。

また、指定管理者制度に伴う条例制定・改廃そして平成１７年度の補正予算など議案８９件及び報告３件、合わせて９２件を上程させていただいたわけではありますが、議員の皆様方には非常に熱心に、そしてまた、慎重にご審議を賜りまして、全議案を可決決定いただき本日の閉会を迎えましたことに対しまして心から厚く御礼を申し上げます。

私ども、各常任委員会及び予算特別委員会など会期中にいただきました議員の皆様方のご指摘、更にまた、ご提案を踏まえて予算の執行にあたりますと共に、新町の基礎作りとなる大変重要な年度であるとの認識上にとって、町の将来像となる総合計画、そして、行政改革大綱の制定に向けて誠心誠意、努力する所存でありますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げ

げたいと思います。

特に平成の大合併に町民の皆さんが、合併して良かったと喜んでもらえるよう、まちづくりのために最善の努力をして参りたいと、このようにも考えておりますので、議員の皆さん方の今後ともご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

(閉 議 ・ 閉 会)

小田 芳治議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

平成18年第1回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会いたします。

これにて散会いたします。

(午後 3時12分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員

議 長 報 告

1．議長報告第5号

入札結果報告について

(平成18年3月2日 5件)

2．議長報告第6号

視察報告について

議会広報特別委員長

3．議長報告第7号

閉会中継続審査について

議会運営委員会委員長

総務常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

4．議長報告第8号

委員会審査報告

予算特別委員会委員長

総務常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長